

# 学校等でかフッ素の利用強制はやめよ 集団フッ素洗口・塗布を求める意見書見出し

**Q フッ素洗口・塗布とは何ですか？**

A むし歯予防のために利用されている方法の一つです。フッ素洗口とは、フッ化ナトリウムを含むフッ素溶液でうがいをする方法です。フッ素塗布とは、フッ化ナトリウム水溶液を浸した綿などで歯面を塗布する方法です。

**Q 「集団」フッ素洗口・塗布といふことですが、誰を対象にしているのですか？**

A 保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校などの子どもたちを対象に行われています。

**Q どのように行なうのですか？**

A 集団フッ素洗口については、フッ化ナトリウムを含む医薬品や試薬を養護教員が水で溶かして各クラス分に分け、各クラスでは子ども一人ずつコップにフッ素溶液を入れ、一斉に三〇秒から一分、アフターアクションをするなどの方法で行なっています。

**Q 国はどうのように考えているのですか？**

A 厚生労働省は、1999年に発表した「健康日本21」で「小児のフッ化物応用の推進」を掲げ、その後、2003年に「フッ化物洗口ガイドライン」を出して、積極的な普及、推進を図っています。これを受け、各自治体でも条例が制定されるなど、推進の動きがあります。

**Q どのようなところで行われているのですか？**

A 実施施設は、2008年で、全国の保育所の13・8パーセント、幼稚園の6・5パーセント、小学校の9・0パーセント、中学校の1・7パーセントで、実施人數は、2010年で全体の約6パーセントに実施されていますが、佐賀県・新潟県など一部の都道府県が突出している状況です。

**Q フッ素の安全性はどうに考えられているのでしょうか？**

A WHOは、フッ素の安全性を認めつつも、六歳未満のフッ素洗口を禁忌とするなど、小兒によるフッ素溶液の飲み込みの危険性を

指摘しています。実際、2008年、2009年に日本教職員組合が実施したアンケート結果や、日弁連が教職員・保護者に行った面談調査でも、吐き気、嘔吐、腹痛、頭痛などの急性中毒を訴える事例が報告されています。

**Q フッ素の集団洗口・塗布にはどのような問題があるのでしょうか？**

A 現在、子どものむし歯本数は平均1~2本に減少しているため、フッ素を集団で利用する必要性は乏しくなっています。また、フッ素の安全性を疑問視する見解が根強く存在する中で、一方的に安全性だけが強調された説明しかなされないまま同意書が取られているのが実情です。さらに、学校の保健管理の一環として学級集団で行なうことが予定されているため、保護者・子どもが個人の価値観に基づいて自由な意思決定をすることが事実上困難な状況にあり、不同意者の子どもが孤立化する事例があるなど、自己決定権を侵害する状況も存在すると考えられます。

**Q 日弁連は、以前にも意見書を出したことがありますか？**

A 集団フッ素洗口は、実は以前から行われており、日弁連は1981年にも「むし歯予防へのフッ素利用に関する意見書」を出しました。この意見書では、①フッ素利用が事実上強制にわたる方法で利用されていること、②フッ素の管理、調合、使用が専門家の指揮、監督の下で行われていない場合があること、③フッ素に関する情報

が公平に提供されていないこと、④有効性、安全性についての追跡調査が全く行われていないことは問題であるとして、厚生省(当時)及び各地方自治体に対して、速やかな調査・検討をして改善措置を講じようが求めました。

**Q 今回の意見書を改めて出したのはどうしてでしょうか？**

A 前回、日弁連が問題として改善措置を求めたことにに対して、何ら改善措置もなされないまま、現在も学校などでフッ素の利用が事実上強制され、自己決定権、アバランシード、知る権利などが侵害され続けています。そこで、その事実を重く見て、今回は学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗布の「中止」を求める意見書としました。

(むし歯予防へのフッ素応用による人権救済申立事件委員会委員長

黒木 聖士)